

家畜ふん堆肥等の施用・流通について ～畜産農家の皆様へ～

平成23年8月1日付の農林水産省通知で、新たに肥料(家畜ふん堆肥)および飼料等に含まれる放射性セシウムの暫定許容値が設定されました。

※生産した堆肥等の施用・流通の自粛要請に関する通知は廃止となりました。

1. 暫定許容値の設定対象

・全都道府県の牛・馬・豚・家きん等です。

※本通知により、豚・家きんも対象に含まれました。

2. 暫定許容値

① 牛・馬・豚・家きん等の飼料

→含まれることが許容される**最大値**

300ベクレル/kg(粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量)

※育成牛および繁殖牛に与える粗飼料のうち、

- 自給飼料生産したもの
- 耕畜連携の取組等で生産したもの

例外的に3000ベクレル/kg(水分含有量8割ベース)まで使用可能。

*なお、この飼料を与えた牛は、摂取後12ヶ月以上肥育しないと、と畜場に出荷できません。

② 肥料(家畜ふん堆肥)・土壌改良資材・培土

→含まれることが許容される**最大値は400ベクレル/kg**(製品重量)

※製品化した堆肥が400ベクレル/kgを越えた場合、施用できません。

※ただし、次の場合には暫定許容値は適用されません。

- ・自給飼料生産に、自らの経営から生じた家畜排せつ物または堆肥を施用する場合。
- ・家畜飼料生産農家が、当該飼料生産圃場において、当該飼料供給先の畜産農家から生じた家畜排せつ物または堆肥を施用する場合。

3. 畜産農家の皆さんに気を付けて頂きたいこと

①飼料について

- ・暫定許容値を超える飼料(粗飼料・濃厚飼料を含むすべての飼料)を牛・馬・豚・家きん等に与えないでください。
- ・飼料を購入・譲渡する場合には、販売者・譲渡者に、暫定許容値を超えていないことを確認してください。
- ・自ら生産した飼料を使用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、県と相談してください。
- ・めん羊・山羊・鹿は、牛等と比べて放射性セシウムの畜産物への移行性が高いことから、飼料を含めた飼養管理に、特に注意してください。

②堆肥について

- ・家畜排せつ物又は堆肥を販売・譲渡する場合、相手方に飼料等の飼養管理状況に関する情報を提供してください。
- ※通知で、「耕種農家は、販売業者・譲渡者に暫定許容値を超えていないことを確認すること」とされています。

※国の通知文は、神奈川県HP <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p363572.html>をご覧ください。

※ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

問い合わせ先	担当者	電話
神奈川県〇〇地域県政総合センター		
神奈川県畜産課 ①飼料については：安全管理グループ ②堆肥については：畜産環境グループ	①亀井、後藤 ②相内、松尾	①045-210-4518 ②045-210-4514